

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月4日及び同年8月22日（令和6年（行情）諮問第780号、同第781号、同第918号及び同第919号）

答申日：令和7年9月19日（令和7年度（行情）答申第362号ないし同第365号）

事件名：「平成30年9月情報資料」（管理者：基礎情報隊第4科長）につづられた文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該資料に関する行政文書ファイル管理簿の一部開示決定に関する件（文書の特定）

「平成30年情報資料（平成30年9月）」（管理者：基礎情報隊第2科長）につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

「平成30年情報資料（平成30年9月）」（管理者：基礎情報隊第5科長）につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）に掲げる文書（以下「文書1」という。）につき、その全部を不開示とし、別紙の1（2）ないし（4）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書2」ないし「本件請求文書4」という。）の各開示請求につき、別紙の2（2）ないし（4）に掲げる46文書（以下、順に本件請求文書2に係るものを「文書2」ないし「文書32」、本件請求文書3に係るものを「文書33」ないし「文書42」、本件請求文書4に係るものを「文書43」ないし「文書47」といい、第4において、文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、文書1の全部を不開示としたこと及び本件請求文書2ないし本件請求文書4につき文書2ないし文書47を特定したことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2847号、同年1月31日付け同第1319号、令和元年7月3日付け同第3696号、平成31年2月21日付け同第2846号、同年4月22日付け同第7700号、同年2月21日付け防官文第2848号及び同

年4月22日付け同第7701号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 諮問第780号（原処分1関係）

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

最低限、特定された文書のタイトルは開示できるはずである。

イ 諮問第781号

（ア）原処分2関係

a 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（a）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（略））である。

（b）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目（未添付））と定めている。

（c）（a）及び（b）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（d）本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 複写の交付が本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 一部に対する不開示決定の取り消し。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

f 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

g 文書の特定に誤りがある。

本件対象文書は、次回開示決定で特定された文書と一連の綴りでなるはずでありながら、次回開示決定で特定される予定の文書との順番が不明である。

(イ) 原処分3関係

a 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁 別紙1（略））であ

る。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

- b 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されている者（原文ママ））及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

- c 上記（ア）cと同じ

- d 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが（原文ママ）、「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

- e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- f 上記（ア）fと同じ

- g 上記（ア）gと同じ

- h 対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである。

「当該記事一覧」が存在しないとされている（原文ママ）ことから、対象文書に漏れがないかを不服申立人（原文ママ）は確認することができない。念のため、再度対象文書について漏れがないか、確認すべきである。

特に防官文第3696号（2018.12.3一本本B1495）においては、「特定文書17」において「末尾に記載する」（裏面参照）とある文書が特定されていない。

ウ 諮問第918号

(ア) 原処分 4 関係

上記イ (ア) a ないし g と同じ

(イ) 原処分 5 関係

a 文書の特定が不十分である。

(a) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成 24 年 11 月 22 日）8 頁）【別紙 1（略）】である。

(b) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20 頁（未添付））と定めている。

(c) (a) 及び (b) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(d) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであることから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

b 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙 2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙 3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行

われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- d 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- e 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

- f 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

エ 諮問第919号

(ア) 原処分6関係

上記イ(ア) a ないし g と同じ

(イ) 原処分7関係

上記ウ(イ) a ないし f と同じ

(2) 意見書（添付資料は省略）

諮問第781号

意見：資料源に関する格付けの一覧が欠落している。

本件対象文書のうち連番17（文書18を指す。）では「資料源等の格付けは一覧として末尾に記載する」とあるが、当該文書にそうした記載は見当たらない。

複写の交付に当たって欠落があったか、特定すべき文書を見落としただかのいずれかと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第780号（原処分1関係）

(1) 経緯

原処分1に係る開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1を特定し、平成31年2月21日付け防官文第2847号により、文書1の全部について、法9条2項に基づく不開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第780号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求1について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

文書1については、件名も含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、文書1の全部が同条3号に該当することから不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 諮問第781号（原処分2及び原処分3関係）

（1）経緯

原処分2及び原処分3に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書2ないし文書32を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年1月31日付け防官文第1319号により、文書2について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和元年7月3日付け防官文第3696号により、文書3ないし文書32について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第781号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、原処分2及び原処分3に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年3か月及び約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）文書2ないし文書32について

ア 文書 2 ないし文書 3 2 については、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書 2 6 については、文書 2 5 とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

（3）法 5 条該当性について

原処分 2 及び原処分 3 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書 2 ないし文書 2 4 のうち、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

イ 文書 2 5 及び文書 2 6 については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

（4）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、原処分 2 について、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。また、原処分 3 について、「他にも文書が存在するものと思われる」として、原処分 3 で特定された P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分 3 で特定された文書の電磁的記録は、特定された P D F ファイル形式が全てである。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」及び「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 2 4 年 4 月 4 日付け防官文第 4 6 3 9 号）についても開示・不開示の判断を求める」として、変更履歴情報等及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書

に該当しないため、本件開示請求2に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書2ないし文書24の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書2ないし文書24と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」及び「対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである」として、「当該記事一覧」の特定を求めるが、本件開示請求2においては当該記事一覧を求められていない。また、原処分2及び原処分3においては、文書2ないし文書32の法第5条該当性を十分に検討した結果、上記(3)のとおり、文書2ないし文書32の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書2ないし文書32は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

カ 審査請求人は、「文書の特定に誤りがある」としているが、文書2ないし文書32のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分3を維持することが妥当である。

3 諮問第918号（原処分4及び原処分5関係）

(1) 経緯

原処分4及び原処分5に関する開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書33ないし文書42を特定した。

本件開示請求3については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2846号により、文書33について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、同年4月22日付け防官文第7700号により、文書34ないし文書42について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

諮問第918号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求3」という。）は、原処分4及び原処分5に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求3について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年5か月及び約5年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数

を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、
諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 文書 3 3 ないし文書 4 2 について

ア 上記 2 (2) アと同じ(ただし、「文書 2 ないし文書 3 2」を「文書 3 3 ないし文書 4 2」に改める。)

イ 上記 2 (2) イと同じ(ただし、「文書 2 6」を「文書 4 2」に、「文書 2 5」を「文書 4 1」にそれぞれ改める。)

(3) 法 5 条該当性について

原処分 4 及び原処分 5 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記 2 (3) アと同じ(ただし、「文書 2 ないし文書 2 4」を「文書 3 3 ないし文書 4 0」に改める。)

イ 上記 2 (3) イと同じ(ただし、「文書 2 5 及び文書 2 6」を「文書 4 1 及び文書 4 2」に改める。)

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し(他にも文書が存在するものと思われる)」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 上記 2 (4) イと同じ(ただし、「本件開示請求 2」を「本件開示請求 3」に改める。)

ウ 審査請求人は、「複写の交付が文書 3 3 の全ての内容を複写しているか確認を求める」及び「特定された PDF ファイルが文書 3 4 ないし文書 4 0 の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求 3 が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 4 においては、文書 3 3 の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 (3) のとおり、文書 3 3 の一部が同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 上記 2 (4) オと同じ(ただし、「文書 2 ないし文書 3 2」を「文書 3 3 ないし文書 4 2」に改める。)

カ 審査請求人は、「文書の特定に誤りがある」及び「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、文書 3 3 ないし文書 4 2 のほかに本件開示請求 3 に係る行政文書は保有していない。

キ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録

形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分4及び原処分5を維持することが妥当である。

4 諮問第919号（原処分6及び原処分7関係）

（1）経緯

原処分6及び原処分7に関する開示請求（以下「本件開示請求4」という。）は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書43ないし文書47を特定した。

本件開示請求4については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2848号により、文書43について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、同年4月22日付け防官文第7701号により、文書44ないし文書47について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

諮問第919号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求4」という。）は、原処分6及び原処分7に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求4について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年5か月及び約5年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）文書43ないし文書47について

上記2（2）アと同じ（ただし、「文書2ないし文書32」を「文書43ないし文書47」に改める。）

（3）法5条該当性について

原処分6及び原処分7において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記2（3）アと同じ（ただし、「文書2ないし文書24」を「文書43ないし文書46」に改める。）

イ 上記2（3）イと同じ（ただし、「文書25及び文書26」を「文書47」に改める。）

（4）審査請求人の主張について

ア 上記3（4）アと同じ

イ 上記2（4）イと同じ（ただし、「本件開示請求2」を「本件開示請求4」に改める。）

ウ 上記3（4）ウと同じ（ただし、「文書33」を「文書43」に、

「文書 3 4 ないし文書 4 0」を「文書 4 4 ないし文書 4 6」に、「本件審査請求 3」を「本件審査請求 4」にそれぞれ改める。）

エ 上記 3（4）エと同じ（ただし、「原処分 4」を「原処分 6」に、「文書 3 3」を「文書 4 3」にそれぞれ改める。）

オ 上記 2（4）オと同じ（ただし、「文書 2 ないし文書 3 2」を「文書 4 3 ないし文書 4 7」に改める。）

カ 上記 3（4）カと同じ（ただし、「文書 3 3 ないし文書 4 2」を「文書 4 3 ないし文書 4 7」に、「本件開示請求 3」を「本件開示請求 4」にそれぞれ改める。）

キ 上記 3（4）キと同じ

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 6 及び原処分 7 を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 7 月 4 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 7 8 0 号及び同第 7 8 1 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月 2 6 日 審議（同上）
- ④ 同年 8 月 1 9 日 審査請求人から意見書及び資料を収受（令和 6 年（行情）諮問第 7 8 1 号）
- ⑤ 同月 2 2 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 9 1 8 号及び同第 9 1 9 号）
- ⑥ 同年 9 月 6 日 審議（同上）
- ⑦ 令和 7 年 9 月 1 2 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和 6 年（行情）諮問第 7 8 0 号、同第 7 8 1 号、同第 9 1 8 号及び同第 9 1 9 号）

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書 1 ないし本件請求文書 4 の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書 1 の開示請求につき、文書 1 の全部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とし、本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 の各開示請求に対し、文書 2 ないし文書 4 7 を特定し、一部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、全部不開示とされた文書 1 の開示及び本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 につき文書の再特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、

以下、本件請求文書 1 に係る文書 1 の見分結果を踏まえ、当該文書の不開示情報該当性について検討するとともに、本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 に係る文書 2 ないし文書 4 7 の特定の妥当性について検討する。

2 文書 1 の不開示情報該当性について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第 3 の 1 (2) のとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 文書 2 ないし文書 4 7 の特定の妥当性について

(1) 標記文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 当該文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料であり、本件開示請求 2 時点において文書 2 ないし文書 3 2 を、本件開示請求 3 時点において文書 3 3 ないし文書 4 2 を、本件開示請求 4 時点において文書 4 3 ないし文書 4 7 をそれぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 本件審査請求 2 ないし本件審査請求 4 を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、文書 2 ないし文書 4 7 の外に本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、文書 2 ないし文書 4 7 は、基礎情報隊において作成及び管理されており、文書 2 ないし文書 4 7 の外に本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 に該当する文書を保有していない旨の上記 (1) ア、上記第 3 の 2 (4) カ、同 3 (4) カ及び同 4 (4) カの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記 (1) イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において文書 2 ないし文書 4 7 の外に本件請求文書 1 ないし本件請求文書 4 の各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書 2 ないし文書 4 7 を特定したことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 文書 1 8 における資料源に関する格付けの一覧が欠落している旨の主張について（上記第 2 の 2 (2) 関係）

審査請求人のこの点の主張は、意見書及び添付資料の内容に鑑みれば、開示の実施に関するものであると解されるので、判断しない。

- (2) 「当該記事一覧」の特定を求める旨の主張について（上記第 2 の 2 (1) 関係）

審査請求人のこの点の主張は、本件請求文書 2 において、「当該記事一覧」の開示を求めていることから失当である。

- (3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、各審査請求（ただし、原処分 3 に係る審査請求を除く。）から諮問までにそれぞれ約 5 年 3 か月、約 5 年 3 か月、約 5 年 5 か月、約 5 年 2 か月、約 5 年 5 か月及び約 5 年 2 か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、文書 1 につき、その全部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とし、本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 の各開示請求につき、文書 2 ないし文書 4 7 を特定し、一部開示とした各決定については、文書 1 は、同号に該当すると認められるので、その全部を不開示としたことは妥当であり、本件請求文書 2 ないし本件請求文書 4 につき、防衛省において、文書 2 ないし文書 4 7 の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書 2 ないし文書 4 7 を特定したことは妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第780号)

「平成30年9月情報資料」(管理者:基礎情報隊第4科長)に綴られた文書の全て。【出典を裏面にプリントアウト(略)】

(2) 本件請求文書2 (諮問第781号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2018年11月分)及び当該資料に関する行政文書ファイル管理簿。

(3) 本件請求文書3 (諮問第918号)

「平成30年情報資料(平成30年9月分)(30年)」(管理者:基礎情報隊第2科長)に綴られた文書の全て。【出典を裏面にプリントアウト(略)】

(4) 本件請求文書3 (諮問第919号)

「平成30年情報資料(平成30年9月分)(30年)」(管理者:基礎情報隊第5科長)に綴られた文書の全て。【出典を裏面にプリントアウト(略)】

2 特定された文書

(1) 諮問第780号(原処分1関係)

文書1 開示請求された「「平成30年9月情報資料」(管理者:基礎情報隊第4科長)に綴られた文書の全て。」に係る行政文書

(2) 諮問第781号

ア 原処分2関係

文書2 ロシア太平洋艦隊の艦艇支隊の中国寄港

イ 原処分3関係

文書3 中国軍、UAV編隊による無人化保障訓練を実施

文書4 NATO、旧ユーゴ・マケドニアとの加盟交渉を開始

文書5 ロシア軍、HGV「アヴァンガード」搭載ICBMを2018年に装備化の可能性

文書6 台湾軍機関紙、南シナ海での中国海軍陸戦隊の動向を紹介

文書7 中国陸軍、「跨越長江-2018」渡河演習を実施

文書8 「北朝鮮がウラン鉱山施設の稼動を継続か」38ノース

文書9 NATO事務総長及びノルウェー国防相、北極海情勢を巡る認識

文書10 ロシア・ベラルーシ国防省共同評議会(10月24日)

文書11 中国南部戦区陸軍第74集団軍水陸両用合成旅団、統合着上陸演習を実施

- 文書 1 2 中国陸軍、新型弾薬の運用・使用集合訓練を初めて実施
- 文書 1 3 「北朝鮮、平安北道寧辺郡の軍事施設に幅 4 0 m の大型建築物を捕捉」 V O A
- 文書 1 4 ドイツ陸軍における電子戦
- 文書 1 5 L W - 3 0 レーザシステムが登場
- 文書 1 6 新型の無線中継用 U A V を C E T C 社が発表
- 文書 1 7 ロシア中央軍管区司令官代理にポプラフスキー少将が任命
- 文書 1 8 中国海軍陸戦隊、フロッグマンの海上投射訓練を実施
- 文書 1 9 「北朝鮮、平安北道の正体不明の建築物は韓国の鶏竜台に類似、訓練用の標的である可能性」米国の衛星写真分析専門家
- 文書 2 0 W H O 、コンゴ民主共和国における最近の襲撃に関し声明を发出
- 文書 2 1 ロシアの A P C 及び I F V は 5 7 m m 砲を装備する
- 文書 2 2 ロシア：ヨシカル・オラの戦略ロケット部隊の「ヤルス」へ装備更新が終了間近
- 文書 2 3 中国、北斗 3 号基本システムの配備完了、間もなく「一帯一路」沿線にサービス開始
- 文書 2 4 中国陸軍第 7 6 集団軍合成旅団、祁連山において実弾射撃訓練を実施
- 文書 2 5 各国データベース
- 文書 2 6 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2 0 1 8 年 1 1 月分）に係る行政文書のうち、文書 3 ないし文書 2 5 以外の文書
- 文書 2 7 行政文書ファイル管理簿（第 1 科）
- 文書 2 8 行政文書ファイル管理簿（第 2 科）
- 文書 2 9 行政文書ファイル管理簿（第 3 科）
- 文書 3 0 行政文書ファイル管理簿（第 4 科）
- 文書 3 1 行政文書ファイル管理簿（第 5 科）
- 文書 3 2 行政文書ファイル管理簿（技術科）

（3）諮問第 9 1 8 号

ア 原処分 4 関係

- 文書 3 3 カナダ軍事誌、台湾北西部における「雄風 2 E」ミサイルの配置を指摘

イ 原処分 5 関係

- 文書 3 4 中国軍の新型ロケット砲「1 1 式 1 2 2 m m ロケット砲」

について

- 文書 3 5 台湾軍 P-3C 対潜機、屏東から花蓮へ一部移駐
- 文書 3 6 「ヴォストーク 2018」戦略演習が正式に開幕
- 文書 3 7 台湾鳥坵守備大隊、「聯信演習」を実施
- 文書 3 8 台湾澎湖防衛指揮部、統合対上陸演習を実施
- 文書 3 9 中国聯勤保障部隊、「聯勤使命-2018B」演習を実施

文書 4 0 中露両軍、「ヴォストーク 2018」共同戦役実員訓練を実施

文書 4 1 各国データベース

文書 4 2 平成 30 年情報資料（平成 30 年 9 月）（30 年）（管理者：基礎情報隊第 2 科長）に係る行政文書のうち、文書 3 4 ないし文書 4 1 以外の文書

（4）諮問第 919 号

ア 原処分 6 関係

文書 4 3 NATO、「確固たる支援」任務（RSM）司令官にミラー米陸軍大將が就任

イ 原処分 7 関係

文書 4 4 EU 非公式外相理事会の概要及び記者会見要旨

文書 4 5 欧州委員長の施政演説（2018 年 9 月 12 日）

文書 4 6 米戦略軍司令官、マルチドメインの戦場に関して発言

文書 4 7 「平成 30 年度 9 月情報資料（平成 30 年 9 月分）（30 年）」（管理者：基礎情報隊第 5 科長）に係る行政文書のうち、文書 4 4 ないし文書 4 6 以外の文書